

## 平成 18 年度中小企業支援計画（案）の概要

### ．支援計画策定の意義

- 1．長きにわたり低迷していた我が国経済は緩やかに回復しつつあるが、その根底にあるものは、独自の強みを活かし、新製品・新サービスの開発など、絶え間ない努力を続けてきた数多くの中小企業の存在。
- 2．我が国経済が安定的な発展を遂げるためには、国、都道府県等（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、連携、協力しつつそれぞれの特性を活かして、中小企業支援事業を重複なく計画的かつ効率的に実施することが重要。
- 3．このため、中小企業支援法に基づき、国が、国、都道府県等及び中小機構が行う中小企業支援事業の内容を示した中小企業支援計画を毎年度策定・公表し、都道府県等は、当該支援計画に基づき、それぞれの中小企業支援事業の実施に係る計画を定めることとしている。
- 4．平成 18 年度から、三位一体改革の一環として、小規模企業支援などについて国から都道府県等に対する補助金を廃止し、あわせて税源移譲を行うことにより、都道府県等がこれまで以上に地域の实情に応じた対策を講じられることとなるが、この点を含め、支援計画に則して各機関の連携・協力の下に地域の实情を踏まえた中小企業支援事業を計画的・効率的に行うことにより、一層効果的な中小企業支援が実現されると期待される。
- 5．さらに各都道府県等の中小企業支援計画を国が取りまとめ、各地域の先進的な取り組みをフィードバックすることにより、地域の实情に応じた創意工夫ある中小企業支援事業の一層の充実を図っていくことが期待される。
- 6．このように、中小企業支援事業を効果的・効率的に実施するためのよるべとして、また情報共有の有力な手段として、本支援計画が策定され、活用されることが期待される。

## **．基本方針**

平成18年度においては、中小企業を活性化し、景気回復・雇用拡大を確固たるものとするため、基盤技術を担う中小企業への支援、中小企業の人材確保・育成支援、中小企業の新事業展開及び再生に対する支援、中小商業振興支援の四本の柱を中心とした施策を展開する。

また、これらの中小企業支援が効果的に実施されるよう、国、都道府県等及び中小機構が連携・協力して中小企業支援事業を実施するとともに、3種類の支援センターを活用し、ワンストップサービスの提供の充実に努める。

## **．国の事業**

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興を図るため、以下の中小企業支援施策を実施する。

- (1) 基盤技術を担う中小企業への支援
  - 戦略的基盤技術高度化支援事業
  - 川上・川下ネットワーク構築支援事業
  - 高専等活用中小企業人材育成支援
  - 中小企業への計量標準基盤強化事業
  - 中小企業基盤技術継承支援事業
  - 中小企業知的財産啓発普及事業
  
- (2) 中小企業の人材確保・育成支援
  - 若者と中小企業とのネットワーク構築事業
  - 高専等活用中小企業人材育成支援（再掲）
  - 企業等OB人材活用推進事業
  - 中小企業少子化対応経営普及事業
  - 創業人材育成事業
  
- (3) 中小企業の新事業展開及び再生に対する支援
  - 新連携対策関連事業
  - 経営革新支援（シニアアドバイザー）事業
  - JAPANブランド育成支援事業
  - 小規模事業者新事業全国展開支援事業
  - 中小企業再生支援協議会事業

( 4 ) 中小商業振興支援

戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業  
少子高齢化等対応中小商業活性化事業  
中小商業ビジネスモデル連携支援事業  
全国商店街振興組合連合会指導事業

( 5 ) その他

商工会等指導事業  
中小企業連携組織対策推進事業  
下請中小企業振興事業

## **．都道府県等の事業**

都道府県等においては、地域経済活性化のため、国と適切な役割分担の下、地域経済及び各地の実情に応じた中小企業支援事業の実施に努めるものとする。

三位一体改革に伴い廃止となった補助事業については、各地の実情を踏まえつつ、引き続き着実に実施することとする。具体的には、都道府県等中小企業支援センターや地域中小企業支援センターを活用し、中小機構や商工会・商工会議所、都道府県等の中小企業支援機関とも連携して、情報提供におけるワンストップサービスの提供に努める。

( 1 ) 中小企業の経営資源確保のための総合的支援

都道府県等中小企業支援センター事業  
地域中小企業支援センター事業  
小規模事業者支援事業  
中小企業連携組織対策事業  
小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業  
創業・経営革新支援施設提供事業  
支援人材能力開発事業  
経営安定特別相談事業

( 2 ) 中小企業の人材確保・育成支援

労働力確保事業

- ( 3 ) 中小企業の新事業展開支援
  - 経営革新支援事業
  - 地域産業集積活性化事業
- ( 4 ) 中小商業振興支援
  - 商店街振興組合指導事業
- ( 5 ) 都道府県等の創意工夫により独自に実施する事業

### **．独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業**

- ( 1 ) 中小企業の経営資源確保のための総合的支援
  - 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業
  - 支援センター等交流ネットワーク事業
- ( 2 ) 基盤技術を担う中小企業への支援
  - 戦略的基盤技術高度化支援事業
- ( 3 ) 中小企業の人材確保・育成支援
  - 中小企業大学校が行う人材養成事業
- ( 4 ) 中小企業の新事業展開支援
  - 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業
  - 中小企業海外展開支援事業
- ( 5 ) 中小商業振興支援
  - 実効性確保診断・サポート事業
  - 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業
  - 商業活性化アドバイザー派遣事業

以上